食安輸発0428第1号 平成26年4月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (イタリア産ピスタチオナッツ加工品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号(最終改正:平成26年4月24日付け食安輸発0424第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時における自主検査の結果、イタリア産ピスタチオナッツを原料として製造されたピスタチオナッツ加工品からアフラトキシンを検出したことから、ピスタチオナッツ加工品については、引き続き原産国の確認を行い、イタリア産ピスタチオナッツを原料として5%以上含有する加工品については、輸入届出ごとの全ロットについて検査命令を行うこととします。

また、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知 方よろしくお願いします。

記

1. 全輸出国の項中

I	製品検査	条件	検査の	試験品採	検査の方法	検査を受けるこ
	の対象食		項目	取の方法		とを命ずる具体
	品等					的理由
	ピスタチオ	米国産にあ	アフラ	別表3によ	平成23年8月16日付	アフラトキシンが
	ナッツ	っては、米	トキシ	ること。	け食安発0816第2号	付着しているおそ
		国の項によ	ン		「総アフラトキシン	れがあるため。
		ること。			の試験法について」	
					によること。	

製品検	奎 条件	検査の	試験品採	検査の方法	検査を受けるこ
の対象1	多	項目	取の方法		とを命ずる具体
品等					的理由
ピスタラ	チ イタリア産	アフラ	別表3に	平成23年8月16日付	アフラトキシン
オナッツ	及び米国産	トキシ	よること。	け食安発0816第2号	が付着している
	にあっては、	ン		「総アフラトキシン	おそれがあるた
	各々の項に			の試験法について」	め。
	よること。			によること。	

に改める。

2. イタリアの項中、

#ul → IA I. II	for tel	14 1	- b = k = 1-	IA I. I.NI	14 1. 2 2 . 4
製品検査の対	条件	検査の項	試験品採	検査の方法	検査を受けるこ
象食品等		目	取の方法		とを命ずる具体
					的理由
ピスタチオナ		アフラト	別表3に	平成23年8月16日付	アフラトキシン
ッツ及びその		キシン	よること。	け食安発0816第2号	が付着又は含有
加工品(ピス				「総アフラトキシン	しているおそれ
タチオナッツ				の試験法について」	があるため。
を5%以上含				によること。	
有するものに					
限る。)					

を追加する。